

令和 3 年

市議会 1 2 月定例会議案

知 立 市

令和 3 年市議会 1 2 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
協 働	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
	議案第 5 8 号	令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 9 号）
税 務	議案第 5 9 号	知立市税条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 6 0 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 6 1 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 6 2 号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第 6 3 号	令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 1 0 号）
国 保	議案第 6 4 号	令和 3 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 6 5 号	令和 3 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 高 木 洋 子

生年月日 [REDACTED]

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 橋 敦 子
生年月日 [REDACTED]

議案第 59 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人まちづくり重原の項中「知立市上重原二丁目 6 番地」を
「知立市上重原町寺内 70 番地」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 和	知立市谷田町南屋下 88 番地 2
----------------	-------------------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定（特定非営利活動法人和に係る部分に限る。次項において同じ。）は、令和元年 12 月 23 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年 12 月 23 日以後に支出した知立市税条例第 33 条の 7 第 1 項第 12 号に掲げる寄附金について適用する。

提案理由

この案を提出するのは、個人住民税の寄附金税額控除の対象とする特定非営利活動法人を指定するため必要があるからである。

議案第 6 0 号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）」
「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）」
を 第 4 章 雑則（第 5 3 条） に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 8 条第 2 項を削る。

第 4 2 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 5 3 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 6 1 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 2 3 条」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 3 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 3 条中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる

世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第15項中「第23条第1号ア」を「第23条第1項第1号ア」に、「同条第2号ア」を「同項第2号ア」に、「同条第3号ア」を「同項第3号ア」に、「とする。」を「と、同条第2項第1号ア中「3, 330円」とあるのは「2, 997円」と、同号イ中「5, 550円」とあるのは「4, 995円」と、同号ウ中「8, 880円」とあるのは「7, 992円」と、同項第2号ア中「1, 500円」とあるのは「1, 350円」と、同号イ中「2, 500円」とあるのは「2, 250円」と、同号ウ中「4, 000円」とあるのは「3, 600円」とする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項か

ら第 5 項まで及び第 7 項から第 15 項までの改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 6 2 号

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険条例（昭和 4 5 年知立市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の知立市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。